大泉町クーリングシェルターの指定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、クーリングシェルターの指定に関し、気候変動適応法（平成３０年法律第５０号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「クーリングシェルター」とは、法第２１条第１項に規定する指定暑熱避難施設をいう。

（クーリングシェルターの指定）

第３条　法第２１条第１項の規定によりクーリングシェルターとして指定する場合は、大泉町クーリングシェルター指定通知書（別記様式第１号）により指定するものとする。

（管理者の同意）

第４条　法第２１条第２項に規定する本町以外の者が管理する施設の管理者の同意は、大泉町クーリングシェルター指定同意書（別記様式第２号）によるものとする。

（経費の負担）

第５条　クーリングシェルターの開放に伴い必要となる費用は、当該施設の管理者が負担するものとする。

（指定内容の変更等）

第６条　クーリングシェルターの指定を受けた施設の管理者は、指定内容を変更し、又はクーリングシェルターを廃止しようとするときは、大泉町クーリングシェルター指定（変更・廃止）届出書（別記様式第３号）により町長に届け出るものとする。

（指定の取消し）

第７条　町長は、クーリングシェルターの指定を受けた施設が法第２２条第１項各号のいずれかに該当するときは、大泉町クーリングシェルター指定取消通知書（別記様式第４号）によりクーリングシェルターの指定を取り消すものとする。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。